

調査員の共通認識事項
(平成30年2月22日時点)

項番	サービス名	大項目	中項目	小項目	確認事項	確認のための材料	確認のための材料の文言（但し、長文の場合は、要約でも可）	調査員から質問が多いため、共有すべき事項・疑義	見解	根拠
1	* 調査票の全般的に該当する事項	-	-	-	-	-	会議、研修会等の実施記録がある。	会議、研修会等の実施記録は、どのような項目を確認する必要がありますか。	会議、研修会等の実施記録の確認に当たっては、少なくとも、当該会議等の題目、開催日、出席者及び実施内容の概要の記載があるかを確認するものとします。このため、出席人数の記録のみでは「なし」になります。	テキスト
2	* 調査票の全般的に該当する事項 (参考：110訪問介護)	1	1	1	1	1	重要事項を記した文書の同意欄に、利用申込者又はその家族の署名若しくは記名捺印がある。	署名若しくは記名捺印は、原本ではなく写しを確認してもよいですか。	調査は原則として記録等の原本を確認しますが、重要事項説明書及び契約書については、指定権者の実施する指導監査等において原本でなければならないとはされていないため、内容が確認できるものであれば写しを保管している場合でもよいものとします。 ※項目は訪問介護の調査番号。他サービスの該当項目も、同様の取り扱いとする。以下、同じ。	道・照会回答
3	* 調査票の全般的に該当する事項 (参考：110訪問介護)	1	1	1	2	2	利用申込者の判断能力に障害が見られる場合において、利用者に代わってその家族、代理人、成年後見人等と交わした契約書又は第三者である立会人を求めたことがわかる文書がある。	「事例なし」はどのような場合を指しますか。	報告期間内に、判断能力に障害が見られる事例がなかった場合は「事例なし」となり、原本への記入の仕方は「該当なし」となります。後見人等の立ち合いを求めた事例があり、そのことを確認できる文書がなければ「なし」となります。	テキスト
4	* 調査票の全般的に該当する事項 (参考：110訪問介護)	1	1	4	7	7	サービス提供内容（介護保険給付以外の費用がある場合にはこれを含む。）が記載されている請求明細書（写）がある。	サービス提供内容、訪問日、単価等とありますが、単位でもよいですか。	サービスの単価＝サービスの単位数×1単位当たりの単価であり、実施的には単位でも差し支えないものと考えます。	国・照会回答
5	* 調査票の全般的に該当する事項 (参考：110訪問介護)	1	2	6	10	10	利用者のプライバシーの保護の取り組みに関するマニュアル等がある。	「プライバシーの保護の取り組みに関するマニュアル等」には、どのような項目が記載されている必要がありますか。（個人情報保護との区別）	プライバシーの保護に関して記載のあるサービス実施のマニュアル等の有無を確認し、当該マニュアル等の内容に利用者の尊厳を保持するための利用者のプライバシーを保護するという概念と取り組みの記載があるかを確認します。なお、個人情報保護方針（プライバシーポリシー）や個人情報保護規定のみでは「なし」になります。 (参考) ○プライバシー保護とは、個人や家庭内の私事・私生活・個人の秘密などの私的領域を他人から干渉・侵害をされないように保護すること。 ○個人情報保護とは、個人の氏名・性別・生年月日等の個人を特定する情報のデータを管理し、外部に漏洩することがないよう保護すること。	テキスト

調査員の共通認識事項
(平成30年2月22日時点)

項番	サービス名	大項目	中項目	小項目	確認事項	確認のための材料	確認のための材料の文言（但し、長文の場合は、要約でも可）	調査員から質問が多いため、共有すべき事項・疑義	見解	根拠
6	* 調査票の全般的に該当する事項 (参考：110訪問介護)	1	5	17	39	43	困難な事例や苦情につながる事例の場合等を、地域包括支援センターにつなげた記録がある。	ケアマネジャーを通して地域包括支援センターに連絡した記録があれば、「あり」になりますか。	ケアマネジャーを経由して報告・相談した記録があり、結果として連携が図られている場合は「あり」になります。	国・Q&A
7	* 調査票の全般的に該当する事項 (参考：110訪問介護)	2	6	20	43	47	事業計画及び財務内容を閲覧に供することを明記した文書がある。又は、閲覧できることが確認できる。	事業計画は、法人全体の計画でも「あり」になりますか。また、当該計画は、利用者個別に配布する必要がありますか。	事業計画は、法人全体の計画ではなく、各事業所独自の計画を指します。法人全体の計画だけであれば「なし」となります。 なお、利用者個別に配るものでなくても、事業所として文書等（ホームページ）に明記してあれば「あり」になります。 ※参考：項番43、44、45	国・Q&A
8	* 調査票の全般的に該当する事項 (参考：110訪問介護)	2	7	24	47	51	新任の従業者の教育計画、育成計画等に、実地指導の実施記録がある。	新任の従業者がいない場合は、どのように記載しますか。	報告対象期間内に新任者がいない場合は、「新任者なし」となり、記入の仕方は「なし」ではなく、「該当なし」になります。なお、同じ調査票の中で連動する項目があるサービスは、整合性を確認し必要な訂正を行ってください。新任の従業者の項目は、訪問介護、夜間対応型訪問介護、訪問看護、訪問入浴、訪問リハビリテーション、福祉用具貸与、福祉用具販売、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、看護小規模多機能型居宅介護等に連動する内容がありますので確認してください。	テキスト
9	110 訪問介護	1	2	11	26	28	利用者の金銭管理についての記載があるマニュアル等がある。	金銭管理を行っていないが、マニュアルが整備されている場合、「あり」になりますか。	事業所の方針として、金銭管理を実施しないことになっている場合は「金銭管理は行わない」にチェックをするので「該当なし」となります。	テキスト
10	110 訪問介護	1	2	11	28	31	利用者の鍵の管理についての記載があるマニュアル等がある。	鍵の管理を行っていないが、マニュアルが整備されている場合、「あり」になりますか。	事業所の方針として、鍵の管理を実施しないことになっている場合は「鍵の管理は行わない」にチェックをするので「該当なし」となります。	テキスト

調査員の共通認識事項
(平成30年2月22日時点)

項番	サービス名	大項目	中項目	小項目	確認事項	確認のための材料	確認のための材料の文言（但し、長文の場合は、要約でも可）	調査員から質問が多いため、共有すべき事項・疑義	見解	根拠
11	130 訪問看護	1	2	12	24	25	医療処置の手順についての記載があるマニュアル等がある。	医療処置の手順についての記載があるマニュアルには、どのような項目が記載されている必要がありますか。	基本情報の「特別な医療処置等を必要とする利用者の受け入れ状況」の項目でチェックした医療処置について、マニュアル等があるかを確認します。医療処置を必要とする利用者の処置内容は利用者により様々であることから、その手順等について明確に定めていることを問う項目です。	テキスト
12	150 通所介護	1	1	4	8	9	サービス提供内容（介護保険給付以外の費用がある場合にはこれを含む。）が記載されている請求明細書（写）がある。	請求明細書に、合計金額の他に通所回数しか記載されていない場合は「あり」になりますか。	料金請求の透明性を確保するため、その根拠（利用状況）が明確に示されているかを確認する必要があります。このため、サービス提供内容、通所日、単価等が記載されていなければ「なし」になります。	テキスト
13	150 通所介護	1	2	12	27	43 44	送迎車輛への乗降及び送迎車輛内での安全の確保のために、介助のための人員を配置している。	同一敷地内または建物内で、車輛を使用せずに送迎を行っている場合は「該当なし」と「なし」のどちらになりますか。	送迎の際、介助の人員を配置することにより、利用者の状態に応じた安全確保のための対策を講じていることの有無を問う項目です。車輛による送迎そのものを実施していない場合は、記入上の留意点にある書類の確認もできないことから、「送迎は実施しない」にチェックします。	道・照会回答
14	150 通所介護 (地域密着型通所介護)	1	2	10	20	28 29 30	《確認事項》 食事について、利用者の希望及び好みを聞く仕組みがある。	「事例なし」はどのような場合を指しますか。	食事を提供しない場合は「食事は提供しない（＝該当なし）」、食事を提供するが、報告対象期間内に事例がない場合は「食事は提供するが、事例なし」、食事を提供するが、報告対象期間内に利用者の希望及び好みを聞いた記録がない場合は「なし」となります。	国・照会回答
15	150 通所介護 (地域密着型通所介護)	1	2	10	21	31 32 33	《確認事項》 利用者ごとの栄養マネジメントを行っている。	「事例なし」はどのような場合を指しますか。	食事を提供しない場合は「食事は提供しない（＝該当なし）」、食事を提供するが、報告対象期間内に事例がない場合は「食事は提供するが、事例なし」、食事を提供し、報告対象期間内に栄養マネジメントを実施しているが、当該記録がない場合は「なし」となります。	国・照会回答

調査員の共通認識事項
(平成30年2月22日時点)

項番	サービス名	大項目	中項目	小項目	確認事項	確認のための材料	確認のための材料の文言（但し、長文の場合は、要約でも可）	調査員から質問が多いため、共有すべき事項・疑義	見解	根拠
16	170 福祉用具貸与	2	8	23	49	50	洗浄及び消毒済みの福祉用具と洗浄及び消毒前の福祉用具の区分管理（隔壁、つい立等）を行っている。	テキストでは「隔壁・つい立等の視認又は区分保管する手順等が記載されたマニュアル等で確認」となっていますが、厚労省の調査票様式では「視認」とは書かれていません。視認での確認も「あり」になりますか。	現在、厚労省が示している様式においては、「保管方法や保管手順を記載したマニュアル等の有無を記載する」となっているので、視認のみでは「なし」となります。	国・照会回答
17	331 特定施設入居者生活介護_有料老人ホーム	1	1	5	15	19	利用者ごとの金銭管理の記録がある。	事業所の立替払いの記録も含まれますか。	事業所の立替払いの記録は含みません。ここでの金銭管理とは、利用者の預かり金の管理を指します。	国・照会回答
18	* 調査票の全般的に該当する事項	-	-	-	-	-	-	確認事項や確認のための材料において頻度（毎回、1か月に1回、3か月に1回、定期的）についても問われている場合、調査期間である1年間分を確認する必要がありますか。	原則として、項目の中に頻度も求められており、頻度についても確認が必要があることから、調査期間の1年間を確認する必要があるものと考えます。	道・Q&A（IヶH24.12）
19	* 調査票の全般的に該当する事項	-	-	-	-	-	-	確認事項や確認のための材料において、「定期的」となっている場合、その頻度(期間)をどのように確認すればいいのですか。	ここでは、定期的にとっているだけでその頻度(期間)までは定めていないので、事業所の方が定期的として提示したものについて確認をすることになります。事業所から示された定期的の期間のおりの頻度で実施されていることを確認する必要があることから、調査期間の1年間分を確認する必要があるものと考えます。 例えば、事業所が3月に1回定期的にということであれば、1年に4回ということになるのでこれを確認する。また、6ヶ月に1回であれば2回分確認できれば良いこととなります。	道・Q&A（IヶH24.12）
20	* 調査票の全般的に該当する事項	-	-	-	-	-	-	確認のための材料の欄にある「(その他)」欄には、どのようなことを記入するのですか。	「その他」欄は、事業所が報告する際に記載する欄であり、あらかじめ記載されている「確認のための材料」はないが、「確認事項」及び「確認のための材料」の内容を踏まえて、あらかじめ記載されていない「確認のための材料」を報告することが可能な場合には、その材料名を「その他」欄に記載するものです。 調査員は、「その他」欄に記載があった場合、既に例示として示されている確認事項「あり」と報告があった項目と同じように当該欄に記載された確認のための材料を確認します。	道・Q&A（IヶH24.12）

調査員の共通認識事項
(平成30年2月22日時点)

項番	サービス名	大項目	中項目	小項目	確認事項	確認のための材料	確認のための材料の文言（但し、長文の場合は、要約でも可）	調査員から質問が多いため、共有すべき事項・疑義	見解	根拠
21	* 調査票の全般的に該当する事項 (参考：110訪問介護)	1	1	1	1	1	重要事項を記した文書の同意欄に、利用申込者又はその家族の署名若しくは記名捺印がある。	<p><確認事項> 「利用申込者のサービスの選択に資する重要事項について、説明し、サービスの提供開始について同意を得ている。」</p> <p>○同意欄に署名や記名がなく、捺印だけがある場合はどのように判断すればよろしいでしょうか？</p>	<p>署名若しくは記名捺印となっていますので、捺印だけがある場合は「なし」となるものと考えます。</p> <p>* 項目・回答は、訪問介護サービスについて。 * 他サービスの該当項目についても、上記と同様の考え方によります。</p>	道・Q&A (IヶRH24.12)
22	* 調査票の全般的に該当する事項	1	1	3	-	-	-	<p><小項目> 「利用者の状態に応じた訪問介護計画等の介護サービスに係る計画の作成及び利用者等の同意の取得の状況」</p> <p>○「訪問介護計画等」とは、各サービスに関する計画を網羅しているということでしょうか。</p>	<p>厚生労働省令において、全サービスに関する計画を「訪問介護計画等の介護サービスに係る計画」として位置づけています。 (各サービスで作成する計画を包括して「訪問介護計画等」と表現することになっています)</p>	道・Q&A (IヶRH24.12)
23	* 調査票の全般的に該当する事項 (参考：110訪問介護)	2	6	18	40	44	倫理規定がある。	<p><確認事項> 「従業員が守るべき倫理を明文化している。」</p> <p>○公務員法を倫理規定と判断してよいでしょうか。</p>	<p>「介護サービス情報の公表」制度では、内容まで問わないこととしているので、法人として、準ずる等と規定していればよいものと考えます。</p> <p>* 項目・回答は、訪問介護サービスについて。 * 他サービスの該当項目も、上記と同様の考え方によります。</p>	道・Q&A (IヶRH24.12)
24	* 調査票の全般的に該当する事項 (参考：110訪問介護)	2	6	18	41	45	従業者を対象とした、倫理及び法令遵守に関する研修の実施記録がある。	<p><確認事項> 「従業者を対象とした、倫理及び法令遵守に関する研修を実施している。」</p> <p>○「倫理及び法令遵守に関する研修」とはどういう内容のものでしょうか。</p>	<p>サービスに従事するに当たり職員が守るべき倫理や、介護サービスに関連する法令等が考えられます。事業所に職員心得や倫理規程などが備えられている場合は、それに沿った研修が考えられます。どの項目が盛り込まれていなければならぬ、といったことではありません。</p> <p>* 項目・回答は、訪問介護サービスについて。 * 他サービスの該当項目も、上記と同様の考え方によります。</p>	道・Q&A (IヶRH24.12)
25	* 調査票の全般的に該当する事項 (参考：110訪問介護)	2	6	19	42	46	毎年度の経営、運営方針等が記載されている事業計画又は年次計画がある。	<p><確認事項> 「事業計画を毎年度作成している。」</p> <p>○事業計画として提示された書類について、重点目標や、事業の具体的内容が含まれていなくても、「あり」と判断してよろしいのでしょうか。</p>	<p>情報の公表においては内容まで問わないこととしております。事業者が自己の責任において、事業計画等を説明及び提示してくるのであれば、明らかに異なる場合を除き、「あり」になるものと考えられます。</p> <p>* 項目・回答は、訪問介護サービスについて。 * 他サービスの該当項目も、上記と同様の考え方によります。</p>	道・Q&A (IヶRH24.12)

調査員の共通認識事項
(平成30年2月22日時点)

項番	サービス名	大項目	中項目	小項目	確認事項	確認のための材料	確認のための材料の文言（但し、長文の場合は、要約でも可）	調査員から質問が多いため、共有すべき事項・疑義	見解	根拠
26	* 調査票の全般的に該当する事項 (参考：110訪問介護)	2	6	19	42	46	毎年度の経営、運営方針等が記載されている事業計画又は年次計画がある。	<p><確認事項> 「事業計画を毎年度作成している。」</p> <p>○「事業計画又は年次計画」につき、法人全体（本部）のものはあるが、事業所のもの（内訳的なもの）ない場合は、どのように判断するのでしょうか？</p>	<p>大項目2は、「事業所又は施設の運営状況に関する事項」をきいていますので、法人全体の内容だけの表示であれば「なし」となるものと考えます。</p> <p>ただし、財務内容については、当該事業所の内容についてのものが望ましいが、事業所単独での財務内容を示すことが難しい場合は、法人全体の財務内容でも良いものと考えます。</p> <p>* 項目・回答は、訪問介護サービスについて。 * 他サービスの該当項目も、上記と同様の考え方によります。</p>	道・Q&A（Iヶ #H24.12）
27	* 調査票の全般的に該当する事項 (参考：110訪問介護)	2	6	20	43	47	事業計画及び財務内容等を閲覧に供することを明記した文書がある。又は閲覧できることが確認できる。	<p><確認事項> 「事業計画及び財務内容に関する資料を閲覧可能な状態にしている。」</p> <p>○閲覧の範囲は「一般」か、「利用者及びその家族」なのでしょうか。また、閲覧の範囲がもし「利用者及びその家族」であるならば、事業所のお便りをもって、閲覧していると判断してよいのでしょうか。</p>	<p>テキストの留意点には記載されておりますが、透明性の確保のため対象は、利用者及び家族だけではなく「一般」にも及びます。すなわち、閲覧の相手方を限定しないということが本旨です。</p> <p>については、事業所のお便りが利用者及び家族のみのものであれば対象とはなりません。通常であれば、ホームページやパンフレット等に掲載していますので、一般公開が考えられます。</p> <p>* 項目・回答は、訪問介護サービスについて。 * 他サービスの該当項目も、上記と同様の考え方によります。</p>	道・Q&A（Iヶ #H24.12）
28	* 調査票の全般的に該当する事項 (参考：110訪問介護)	2	6	21	44	48	現場の従業者と幹部従業者が参加する業務改善会議等の記録がある。	<p><確認事項> 「事業所の改善課題について、現場の従業者と幹部従業者とが合同で検討する仕組みがある。」</p> <p>○幹部従業者に、管理者は含まれると考えてよいのでしょうか？従業者が少数の事業所において、各従業者が幹部としての業務と現場従業者としての業務を兼務している場合、事業所の改善課題について検討している記録のなかに、出席者について現場の従業者あるいは幹部従業者のいずれの立場なのか明確でなくても「あり」としてよいのでしょうか？</p>	<p>この項目の趣旨は、事業所の改善課題を検討する中で、幹部だけの視点、現場の従業者だけの視点で検討するのではなく、それぞれの意見を出し合って総合的に課題を検討する必要があるとの意から設定されております。</p> <p>については、少数の従業者の事業においては、立場がどうかというより上記の趣旨を踏まえ課題の検討が実施されているのであれば問題ないものと考えます。</p> <p>* 項目・回答は、訪問介護サービスについて。 * 他サービスの該当項目も、上記と同様の考え方によります。</p>	道・Q&A（Iヶ #H24.12）
29	* 調査票の全般的に該当する事項 (参考：110訪問介護)	2	8	25	52	59	利用者ごとの主治医及び家族、その他の緊急連絡先の一覧表等がある。	<p><確認事項> 「利用者ごとの主治医及び家族、その他の緊急連絡先が把握されている。」</p> <p>○個別ファイルに「利用者ごとの主治医、家族、及びその他の緊急連絡先がまとめて（一覧表にして）ある。」場合も含まれていると解釈してよろしいのでしょうか。</p>	<p>あくまでも「利用者に緊急連絡ができる体制となっている」ことですので、その目的を達成できる文書があるかどうかのポイントです。一覧表の体裁は問いません。</p> <p>* 項目・回答は、訪問介護サービスについて。 * 他サービスの該当項目も、上記と同様の考え方によります。</p>	道・Q&A（Iヶ #H24.12）

調査員の共通認識事項
(平成30年2月22日時点)

項番	サービス名	大項目	中項目	小項目	確認事項	確認のための材料のため	確認のための材料の文言（但し、長文の場合は、要約でも可）	調査員から質問が多いため、共有すべき事項・疑義	見解	根拠
30	* 調査票の全般的に該当する事項 (参考：110訪問介護)	2	9	26	55	64	利用者及びその家族の個人情報の利用目的を明記した文書について、事業所内に掲示するとともに、利用者又はその家族に対して配布するための文書がある。	<p><確認事項> 「事業所の業務に照らして通常必要とされる利用者及びその家族の個人情報の利用目的を公表している。」</p> <p>○隣接された施設に掲示されており、各施設には掲示していない場合であっても掲示しているといえるでしょうか。</p>	<p>隣接された施設に掲示では、「なし」となるもの、と考えます。この項目では、当該サービスの利用者、家族が目にする、を目的としております。</p> <p>* 項目・回答は、訪問介護サービスについて。 * 他のサービスの該当項目も、上記と同様の考え方によります。</p>	道・Q&A (IヶH24.12)
31	* 調査票の全般的に該当する事項 (参考：110訪問介護)	2	10	28	58	68	常勤及び非常勤の全ての新任の従業員を対象とする当該サービスに関する研修計画がある。	<p><確認事項> 「当該サービスに従事する全ての新任の従業員を対象とする研修を計画的に行っている。」</p> <p>○「新任」とは、採用されてからどれくらいの期間の者をさすのでしょうか？</p>	<p>報告された情報の作成日の前1年間に採用された従業員が該当するもの、と考えます。</p> <p>* 項目・回答は、訪問介護サービスについて。 * 他のサービスの該当項目も、上記と同様の考え方によります。</p>	道・Q&A (IヶH24.12)
32	* 調査票の全般的に該当する事項 (参考：110訪問介護)	2	10	28	59	70 71	70 常勤及び非常勤の全ての現任の従業員を対象とする当該サービスに関する研修の実施計画がある。 71 常勤及び非常勤の全ての現任の従業員を対象とする当該サービスに関する研修の実施記録がある。	<p><確認事項> 「当該サービスに従事する全ての現任の従業員を対象とする研修を計画的に行っている。」</p> <p>○研修実施記録は、計画に基づくものでなければならないのでしょうか。</p>	<p>70については、計画が確認できれば、「あり」となりますし、71については、実施記録があれば、「あり」となります。実施記録が計画に基づくものかどうかまでは、確認する必要はありません。</p> <p>* 項目・回答は、訪問介護サービスについて。 * 他のサービスの該当項目も、上記と同様の考え方によります。</p>	道・Q&A (IヶH24.12)
33	* 調査票の全般的に該当する事項 (参考：110訪問介護)	2	10	29	61	73	自ら提供する当該サービスの質についての自己評価の実施記録がある。	<p><確認事項> 「自ら提供する当該サービスの質について、定期的に自己評価を行っている。」</p> <p>○職員が各々の業務について行った自己評価がある場合、「あり」としてよいでしょうか？管理者や責任者による事業所としての評価でなくてもよいのでしょうか？</p>	<p>ここでいう自己評価は、事業者(所)として自己評価を行い、改善点を見出し改善し事業者としてのサービス提供の質を高めていくことが目的となることからここでは、個人の業務の自己評価ではなく、事業者(所)としてサービス提供に係る全般について自己評価を行うものをご理解ください。</p> <p>については、職員の各々の業務について行った自己評価では「なし」となるもの、と考えます。</p> <p>* 項目・回答は、訪問介護サービスについて。 * 他のサービスの該当項目も、上記と同様の考え方によります。</p>	道・Q&A (IヶH24.12)
34	* 調査票の全般的に該当する事項 (参考：110訪問介護)	1	2	7	12	13	利用者の家族に対して介護方法を説明した記録がある。	<p><確認事項> 「利用者の家族が行う介護の方法について、利用者の家族に対して説明している。」</p> <p>○訪問介護が携わる内容の方法についてのみ説明すればいいのでしょうか。それとも訪問介護が関わらない時間帯に家族が行っている内容について指導することでしょうか。</p>	<p>事業所が提供する訪問介護サービスに関わらない時間帯に家族が行う介護方法について指導することを想定しています。利用者により介護方法も異なってくるので、利用者にあった介護方法を指導するもの、と考えます。</p>	道・Q&A (IヶH24.12)

調査員の共通認識事項
(平成30年2月22日時点)

項番	サービス名	大項目	中項目	小項目	確認事項	確認のための材料の文言（但し、長文の場合は、要約でも可）	調査員から質問が多いため、共有すべき事項・疑義	見解	根拠
35	* 調査票の全般的に該当する事項 (参考：110訪問介護)	1	2	8	13	14	入浴介助、清拭及び整容についての記載があるマニュアル等がある。 ○各個人の「手順表」として、入浴の入り方など細かく記載している場合、マニュアルと呼べますでしょうか。あるいは、実施記録となりますか。	個別又一般的を問わず、事業者が利用者に提供するサービスの標準化のためのマニュアルとして提示するものであれば、内容は問いません。ご質問のような場合、マニュアルとして良いものと思われまます。 マニュアルとは、サービスの手順 提供方法、実施方法等が示されているものであり、実施記録とは、提供(実施)したサービスの記録のことです。	道・Q&A (Iヶヒ24.12)
36	* 調査票の全般的に該当する事項 (参考：110訪問介護)	1	4	14	35	39	3か月に1回以上の当該サービスに係る計画の見直しを議題とする会議の記録がある。 ○「訪問介護計画の見直しを議題とする会議が3か月に1回以上開催されている」については、利用者一人ひとりに対してではなく、事業所として「訪問介護計画の見直しを議題とする会議が3か月に1回以上開催されていることを確認する」と解釈してよろしいでしょうか。	3か月に1回利用者の訪問介護計画の評価を行い、必要に応じ見直しを行うことが望ましいことから設定されている項目であることから、ここでは利用者1人ひとりについてです。事業所全体の会議でなくとも、当該利用者を担当するサービス提供責任者を中心に会議（ミーティング）において評価を行っている議事録（見直しの必要性等の検討）でも良いものと考えます。また、当該利用者を担当するサービス提供責任者において利用者の訪問介護計画の評価を行い、見直しが必要な者について、事業所全体の会議に議題としてかけるなども考えられるものと思われまます。	道・Q&A (Iヶヒ24.12)
37	110 訪問介護 下記コードも該当（以下の項目も同じ） (120, 710)	2	7	23	46	50	サービス提供記録等に、サービス提供責任者及び担当訪問介護員の確認印、署名等がある。 ○ サービス提供記録に、当日訪問した担当訪問介護員の確認印とサービス提供責任者の確認印があることをもって「あり」としてよろしいのでしょうか？それとも、その利用者を担当する全ての訪問介護員の確認印がないといけなんでしょうか？	当日訪問した担当訪問介護員の確認印とサービス提供責任者の確認印があればよいものと考えます。 * 項目・回答は、訪問介護サービスについて。	道・Q&A (Iヶヒ24.12)
38	110 訪問介護 (120, 130, 140, 150, 155, 160, 210, 220, 230, 320, 331~364, 510~780)	2	8	25	49	54	事故事例、ヒヤリ・ハット事例等事故防止につながる事例の検討記録がある。 ○「ヒヤリ・ハット事例」や「感染症の発生事例」、「食中毒の事例」などの事例は、その事業所以外の事例でも良いのでしょうか。	自事業所での発生事例だけでなく、一般的な事例を用いても良いものと考えます。 * 項目・回答は、訪問介護サービスについて。	道・Q&A (Iヶヒ24.12)
39	110 訪問介護 (120, 130, 140, 150, 155, 160, 210, 220, 230, 320, 331~364, 510~780)	2	8	25	53	60	感染症及び食中毒の発生事例、ヒヤリ・ハット事例等の検討記録がある。 ○感染症、食中毒がこの1年間発生していない場合、「なし」になるのでしょうか。	ここでいう「事例の検討」とは「実際に事例があったかどうか」だけでなく、「他の一般的事例」や「日頃からそのような事例が発生しないよう、未然に防ぐための検討」も含んでいますので、その観点から調査願います。 * 項目・回答は、訪問介護サービスについて。	道・Q&A (Iヶヒ24.12)

調査員の共通認識事項
(平成30年2月22日時点)

項番	サービス名	大項目	中項目	小項目	確認事項	確認のための材料	調査員から質問が多いため、共有すべき事項・疑義	見解	根拠	
40	110 訪問介護 (320, 331～ 364, 510, 520, 530, 540)	1	2	11	27	29	金銭管理を行っている利用者ごとの金銭管理の記録がある。	<p><確認事項> 「利用者ごとの金銭管理を適切に行っている。」</p> <p>○金銭管理は行っているが、本人の家にいるために、事業者の提出物にないため確認できなかった場合は、どのように判断したらよいでしょうか。</p>	<p>事実確認できなければ「なし」でよいものと考えます。この場合、調査にあたり、利用者から管理簿をお借りすることが考えられます。お借りすることができないような場合は、写しで対応することでも良いものと考えます。</p> <p>* 項目・回答は、訪問介護サービスについて。</p>	道・Q&A (Iヶ #H24.12)
41	120 訪問入浴介護	1	2	7	17	18	サービス提供の中止若しくは清拭又は部分浴の実態についての同意を得るための文書の同意欄に、利用者又はその家族の署名若しくは記名捺印がある。	<p><確認事項> 「入浴できないと判断した場合、サービス提供の中止若しくは利用者の希望による清拭又は部分浴の実施について、利用者又はその家族に説明し、同意を得ている」</p> <p>○入浴できないと判断した場合の同意は、その都度、判断し、その都度、同意を得たものが必要でしょうか。</p>	<p>事業者が訪問し、利用者の体調により、通常の入浴ができないと判断した場合の対応についての項目です。ついては、その都度、判断し、その都度同意を得たものとなるものと考えます。</p>	道・Q&A (Iヶ #H24.12)
42	130 訪問看護	1	1	3	4	4	利用者及びその家族の希望が記入された当該サービスに係る計画、訪問看護記録書ー1、アセスメントツール又は当該サービスに係る計画の検討会議の記録がある。	<p><確認事項> 「当該サービスに係る計画は、利用者及びその家族の希望を踏まえて作成している。」</p> <p>○確認のための材料には、「当該サービスに係る計画、訪問看護記録書ー1、アセスメントツール又は当該サービスに係る計画の検討会議の記録」と限定列挙されていますが、これ以外では、認められないのでしょうか。</p>	<p>確認のための材料では、限定列挙されていますので、それ以外のものについては「なし」となりますが、「その他」欄がございますので、こちらに記入することで対応ください。</p>	道・Q&A (Iヶ #H24.12)
43	130 訪問看護	1	2	9	19	20	当該サービスに係る計画書及び訪問看護記録書ーIIに、睡眠の支援の記録がある	<p><確認事項> 「当該サービスに係る計画に基づいて、睡眠の支援を行っている。」</p> <p>○睡眠の支援とは、足浴だったり、マッサージや、生活指導などが考えられるとすると、眠前薬として薬の投与や睡眠状態の確認では、どのように判断したらよいでしょうか。</p>	<p>当該項目は、睡眠しやすくすることを目的とした支援等を行っているかを問う項目です。看護師等により、指定基準に沿って作成された訪問看護計画上に記載されている睡眠支援に係るサービス等であれば、内容は問わないものと考えます。</p>	道・Q&A (Iヶ #H24.12)
44	130 訪問看護	1	2	14	26	27	利用者の病状が急に变化した時の連絡方法についての記載があるマニュアル等及び病状が急に变化した時の連絡方法についての記載がある利用者に対する説明のための文書がある。	<p><確認事項> 「利用者に、病状が急に变化した時の連絡方法を示している。」</p> <p>○病状急変時の連絡先について、「緊急時訪問看護加算」を算定している利用者の方に説明文書を渡している場合、「確認できた」と判断してよろしいでしょうか。</p>	<p>こちらは、「緊急時訪問看護加算」の有無にかかわらず、利用者全体に対して対応していることを前提としている項目です。</p>	道・Q&A (Iヶ #H24.12)

調査員の共通認識事項
(平成30年2月22日時点)

項番	サービス名	大項目	中項目	小項目	確認事項	確認材料のため	確認のための材料の文言（但し、長文の場合は、要約でも可）	調査員から質問が多いため、共有すべき事項・疑義	見解	根拠
45	130 訪問看護	1	2	15	28	29	訪問看護記録書に、最後を看取る方法及びその場所について、利用者又はその家族の意思の記録がある。	<p><確認事項> 「最後を看取る方法及びその場所について、利用者又はその家族の意思を確認している。」</p> <p>○最後を看取る方法とは、具体的にどのような内容を指しているのでしょうか。「このまま家で最後まで見てやりたい。」という記載の場合、どのように判断したらよいでしょうか。</p>	最後を看取る方法とは、最後の看取り方を予め本人、家族等と相談をしておくことです。最後の段階までそのままにしておくのか、救急車等を呼び病院で治療を受けるのか等が考えられます。質問の例につきましては、「あり」でよいものと考えます。	道・Q&A（イケH24.12）
46	130 訪問看護	1	5	20	39	41	41 主治医に提出した当該サービスに係る計画書（写）が保管されている看護記録ファイルがある。 42 主治医に提出した訪問看護報告書（写）が保管されている看護記録ファイルがある。	<p><確認事項> 39「主治医に対して、当該サービスに係る計画書を提出している。」 40「主治医に対して、看護の内容及び利用者の状況について報告している。」</p> <p>○実際の調査の現場で、計画書、報告書が確認出来たとしても、医師に提出しているかどうかの確認が取り切れないと思われませんが、調査としては、これらの存在を確認出来ればよしとしてよろしいでしょうか。</p>	「看護記録ファイル」に主治医に提出した旨が確認できる「訪問看護計画書（写）」が保管されていれば、「あり」として取り扱うものと思われま。	道・Q&A（イケH24.12）
47	130 訪問看護 (140, 150, 155, 160, 220, 230, 331～364, 430, 520, 530)	2	7	26	48	50	組織体制、従業者の権限、業務分担及び協力体制に関する規定等がある	<p><確認事項> 「事業所の組織体制、従業者の権限、業務分担及び協力体制を定めている。」</p> <p>○組織体制、従業者の権限、業務分担については、組織図や業務分掌表等により確認できますが、協力体制について明記された文書は少ないです。協力体制に関する規程とはどのような文書をさすのでしょうか？</p>	例えば、職種間での業務代行、業務補佐等について記載されていれば良いと考えます。 * 項目・回答は、訪問看護サービスについて。	道・Q&A（イケH24.12）
48	130 訪問看護 (140, 150, 155, 160, 220, 230, 331～364, 430, 520, 530)	2	7	26	48	50	組織体制、従業者の権限、業務分担及び協力体制に関する規定等がある。	<p><確認事項> 「事業所の組織体制、従業者の権限、業務分担及び協力体制を定めている。」</p> <p>○①確認のための材料に、「規程等」とありますが、組織図や分担当表のように形式のものでも「あり」と判断してよいのでしょうか？ ②組織体制、従業者の権限、業務分担及び協力体制の4つすべてに関する規定等が必要なのでしょうか？</p>	①組織体制、従業者の権限、業務分担及び協力体制が示されているのであれば問題ないものと考えます。 ②確認事項で4点求められているので必要になります。 * 項目・回答は、訪問看護サービスについて。	道・Q&A（イケH24.12）
49	150 通所介護	1	2	12	27	43	43 送迎の人員体制に、介助のための人員が配置されていることが確認できる文書がある。 44 介助のための人員の配置が確認できる運転日誌、運転記録等がある。	<p><確認事項> 「送迎車輛への乗降及び送迎車輛内での安全の確保のために、介助のための人員を配置している。」</p> <p>○乗用車で1名を送迎するのに、運転手の他に介助者がいない場合も「なし」となるのでしょうか。</p>	介助者と送迎者は別と考えますので、「なし」となると思われま。	道・Q&A（イケH24.12）

調査員の共通認識事項
(平成30年2月22日時点)

項番	サービス名	大項目	中項目	小項目	確認事項	確認のための材料 材料のため	確認のための材料の文言（但し、長文の場合は、要約でも可）	調査員から質問が多いため、共有すべき事項・疑義	見解	根拠
50	150 通所介護	1	2	13	28	45	年間のレクリエーション計画等及びその実施記録がある。	<p><確認事項> 「レクリエーション活動を計画的に行っている。」</p> <p>○レクリエーション計画は、あくまで年間のスケジュール表がないとだめでしょうか？例えば、年度ごとの計画表はないが、どのレクリエーションに誰が参加するかの予定表があることをもって「あり」としてよいでしょうか？</p>	この項目は、事業所の計画的（年間のスケジュールのわかる）なレクリエーション活動の把握又は継続的なレクリエーション提供を目的として、年間のレクリエーション計画を確認のための材料として求めているものです。ご質問の例ですと、「なし」になると考えます。但し、計画的に活動を行っていることがわかるものに関しては、「その他」欄に記載するもの、と思われまます。	道・Q&A（イケ #H24.12）
51	150 通所介護	1	2	13	29	46	少人数又は利用者ごとのレクリエーション計画及び実施記録がある。	<p><確認事項> 「少人数又は利用者ごとのレクリエーション活動を行っている。」</p> <p>○少人数又は利用者ごとのレクリエーション計画及び実施記録とは、具体的にはどのように判断すればよろしいでしょうか？</p>	例えば、介護サービス計画に記載されているレクリエーション（サービス内容）とその実施記録があれば、「あり」と判断してよいと考えます。	道・Q&A（イケ #H24.12）
52	150 通所介護 (155, 160, 780)	1	2	10	19	26	トイレ内に、介助者が介助できるスペースがある。	<p><確認事項> 「トイレ内の安全性を確保するための仕組みがある。」</p> <p>○トイレ内の介助のスペースのあるなしの具体的な判断基準はありますか？</p>	特に具体的基準（広さなど）はありません。事業者の報告により、スペース有りであった場合、調査時の事業所の説明（見学）で介助者がトイレ内で介助できるということであれば確認できたで良いと考えます。 * 項目・回答は、通所介護サービスについて。	道・Q&A（イケ #H24.12）
53	150 通所介護 (155, 160)	1	2	10	20	29	利用者ごとの希望及び好み、摂取量又は嗜好の記録がある。	<p><確認事項> 「食事について、利用者の希望及び好みを聞く仕組みがある。」</p> <p>○確認のための材料「及び」「又は」どこにかかるとでしょうか。</p>	希望及び好み（a）、摂取量（b）又は嗜好（c）の記録とよみ、a、b、cのどれかの記録があることを確認するものと考えます。 * 項目・回答は、通所介護サービスについて。	道・Q&A（イケ #H24.12）
54	150 通所介護 (155, 160)	1	2	11	24	39	健康状態に問題があると判断した利用者について、静養、部分浴、清拭等へとサービス内容を変更した記録がある。	<p><確認事項> 「健康状態に問題があると判断した場合には、静養、部分浴、清拭等へのサービス内容の変更を行っている。」</p> <p><確認のための材料> 「健康状態に問題があると判断した利用者について、静養、部分浴、清拭等へとサービス内容を変更した記録がある。」</p> <p>○入浴を中止した記録があるのですが、清拭等に変更した記録がない場合は、どのように判断すべきでしょうか。</p>	利用者の健康状態の問題により入浴を中止するという判断はありうるものと考えられますが、中止してどのように対応（内容の変更）したかの記載が必要となります。よって、対応（内容変更）の記録が無い場合は、「なし」となるものと考えます。 なお、この項目は、「健康管理のための取組状況」の記録の有無を確認するものですので、「入浴」に限定した記録の有無を確認するものではありません。 * 項目・回答は、通所介護サービスについて。	道・Q&A（イケ #H24.12）

調査員の共通認識事項
(平成30年2月22日時点)

項番	サービス名	大項目	中項目	小項目	確認事項	確認のための材料	調査員から質問が多いため、共有すべき事項・疑義	見解	根拠
55	150 通所介護 (155, 160)	1	4	16	34 35	52 当該サービスに係る計画等に、サービスの実施状況及び目標の達成状況の記録がある。 53 当該サービスに係る計画の評価を記入している記録がある。	<p><確認事項> 34「従業者は、サービスの実施状況及び目標の達成状況を記録している。」 35「当該サービスに係る計画の評価を行っている」</p> <p>○通所介護計画の評価の欄に、実施状況及び目標の達成状況が記載されている場合、それをもって53の「通所介護計画の評価を記入している記録」も「あり」としてよいでしょうか？ それとも計画について「変更の必要あり」や、「このまま継続」などという形での評価の記載が必要なのでしょうか？</p>	<p>53については、評価の記録ですので通所介護計画の良し悪し等の分析等を行った結果を記載していることが必要です。</p> <p>* 項目・回答は、通所介護サービスについて。</p>	道・Q&A (Iヶ #H24. 12)
56	150 通所介護 (155, 160)	1	5	20	40	58	<p><確認事項> 「事業所の行事、催し、サービス内容等について、地域への情報提供を行っている。」</p> <p>○市役所や公民館、地区の掲示板に貼りつけて広報啓発しているものも「配付」に含めて良いか。</p>	<p>配布に含めてよいものと考えているが、当該材料は、あくまでも配布した記録があることを問うているので記録があることが必要です。</p> <p>* 項目・回答は、通所介護サービスについて。</p>	道・Q&A (Iヶ #H24. 12)
57	510 介護老人福祉施設 (150, 160, 210, 220, 230, 520, 530, 540, 720, 780)	1	2	11	26	38	<p><確認事項> 「利用者ごとの栄養マネジメントを行っている。」</p> <p>○栄養マネジメントは栄養マネジメント加算がついている利用者だけに必要ですか。それとも、利用者全員について、栄養ケア計画を作成し、同意印をもらうことが必要ですか。</p>	<p>栄養マネジメント加算の有無は関係なく、栄養マネジメントが必要な利用者を対象として、確認のための材料の取り組みが行われているかどうかを調査してください。なお、調査は、共通的事項にあるとおり、「利用者ごとの記録等の事実確認に当たっては、当該記録等の原本を1件以上確認」することとしてください。</p> <p>* 項目・回答は、介護老人福祉施設サービスについて。</p>	道・Q&A (Iヶ #H24. 12)
58	510 介護老人福祉施設 (150, 155, 160, 210, 220, 230, 520, 530, 540, 720, 780)	1	2	11	26	39	<p><確認事項> 「利用者ごとの栄養マネジメントを行っている。」</p> <p>○実施記録は毎日の記録が必要でしょうか。何ヶ月かに1回実施状況を把握した記録でもよいでしょうか。</p>	<p>ここでは期間については問うておりませんので、実施記録の有無について確認すればよいものと考えます。</p> <p>* 項目・回答は、介護老人福祉施設サービスについて。</p>	道・Q&A (Iヶ #H24. 12)
59	510 介護老人福祉施設 (150, 155, 160, 210, 220, 230, 520, 530, 540, 720, 780)	1	2	11	26	38 39	<p><確認事項> 「利用者ごとの栄養マネジメントを行っている。」</p> <p>○テキストの留意点では、「計画と実施記録については、同一の利用者について確認する」との記載があります。計画はないが、実施記録のみある場合、39のみありとしてよいのでしょうか。両方揃っており、計画と実施記録が同一利用者について確認ができないと「なし」となるのでしょうか。</p>	<p>計画と実施記録については、計画があり実施しその実施記録があることが望ましいと思われれます。(テキスト留意点参照)「確認のための材料」につきましては、37, 38, 39はそれぞれ独立した事項ですので、それぞれで求めていることが満たされていれば良いものと考えます。つきましては、39は実施記録があれば「あり」として良いものと考えます。</p> <p>* 項目・回答は、介護老人福祉施設サービスについて。</p>	道・Q&A (Iヶ #H24. 12)

調査員の共通認識事項
(平成30年2月22日時点)

項番	サービス名	大項目	中項目	小項目	確認事項	確認のための材料	調査員から質問が多いため、共有すべき事項・疑義	見解	根拠
60	150 通所介護 (155, 160, 210, 220, 230, 331~364, 510, 520, 530, 540, 720, 780)	1	5	20	41	59	ボランティア申込票、登録票、受入票等がある。 ○ボランティア申込票、登録票、受入票等、事業所独自に行っているものが必要でしょうか。	確認事項で、ボランティアを受け入れる仕組みがあるかを問うているので、事業所が記載されている確認のための材料以外に仕組みがあるということであれば、その他欄に記載してもらえばよいと考えます。 * 項目・回答は、通所介護サービスについて。	道・Q&A (Iヶ#H24.12)
61	160 通所リハビリテーション	1	2	8	14	18	医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士その他の従業者が、共同して作成した、当該サービスに係る計画があり、かつその計画に目標及び達成時期の記載がある。 ○テキストの留意点によると、確認にあたっては、「目標及び達成時期が設定されていることを確認する。」となっていますが、「共同して」の部分については、確認の必要はないのでしょうか。	確認事項においても共同して作成していることが求められておりますので共同して作成していることを確認する必要があります。 通所リハビリテーション計画書等に共同して作成した者が記載されていれば良いが、共同して作成した者が記載されていないケースが多いものと思われます。その場合は、通所リハビリテーション計画を作成するにあたり実施されたカンファレンス会議の記録等で項目で示されている他職種の者が参加していることを確認することが考えられます。	道・Q&A (Iヶ#H24.12)
62	170 福祉用具貸与	1	2	9	18	18	利用者ごとの福祉用具の適合の実施及び実施した者の記録がある。 ○実施及び実施した者の記録があればよいのでしょうか。福祉用具専門相談員であるかの確認は必要でしょうか。	介護サービス情報の公表制度は、監査ではありませんので、福祉用具専門相談員であるかどうかの確認は不要です。	道・Q&A (Iヶ#H24.12)
63	170 福祉用具貸与	2	8	23	38	39	福祉用具ごとに識別可能で、少なくとも製造（又は購入）年月、件数、貸与日数、故障及び修理の年月日並びにその内容の記載がある福祉用具管理台帳等がある。 ○レンタル卸業者から福祉用具の供給を受け、自らは商品管理をしない外部委託を行う場合は、履歴の管理状況が確認できる資料とは、どのようなものをさすのでしょうか。	確認事項で求められているのは、「福祉用具ごとの履歴の管理を行っている」という事実であって、行っている事実を確認する必要があります。したがって、管理状況のわかる管理台帳の写しや管理していることが確認できるパソコン画面等によりその内容を確認する必要があります。については、写し、パソコン等で確認できなければ「なし」となります。	道・Q&A (Iヶ#H24.12)
64	170 福祉用具貸与	2	8	23	47	48	福祉用具の種類ごとの洗浄及び消毒の内容並びに手順についての記載があるマニュアル等がある。 ○事業所が、洗浄・消毒を外部委託している場合は、どの程度まで確認すればよいのでしょうか。	契約書にて、消毒場所及び消毒方法についての記載が確認できるかどうか、もしくは、洗浄・消毒に関する内容・手順について記載されている文書（写し）の存在が確認できれば、「あり」となります。	道・Q&A (Iヶ#H24.12)

調査員の共通認識事項
(平成30年2月22日時点)

項番	サービス名	大項目	中項目	小項目	確認事項	確認のための材料	確認のための材料の文言（但し、長文の場合は、要約でも可）	調査員から質問が多いため、共有すべき事項・疑義	見解	根拠
65	430 居宅介護支援	1	1	2	6	6	アセスメント(解決すべき課題の把握)シートに、利用者の居宅において、利用者及びその家族と面談した記録がある。	<p><確認事項> 「アセスメント(解決すべき課題の把握)は、利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族に面接して行っている。」</p> <p>○アセスメントの様式に面接場所、面接者の記入欄がないため、第5表「居宅介護支援経過」にその旨を記載している場合でも、「あり」と判断してよいでしょうか？</p>	<p>確認のための材料では、アセスメントシートにはなっていません。当該確認のための材料を満たすにはアセスメントシートである必要があります。</p> <p>ただし、確認事項では、「アセスメントは、利用者の居宅を訪問し、利用者及び家族に面談して行っている」ことを求めているのでこれが行われていることを他の資料で確認できるのであれば「その他」欄に記載すればよいものと考えます。</p>	道・Q&A (IケRH24.12)
66	430 居宅介護支援	1	1	2	7	7	アセスメント(解決すべき課題の把握)シートから、利用者及びその家族が行いたいこと、好きなこと等の希望を抽出し、記載できる様式がある。	<p><確認事項> 「利用者及びその家族の希望を把握する仕組みがある。」</p> <p>○アセスメントシートに利用者及びその家族が行いたいこと、好きなこと等の希望が記載されていることをもって「あり」としてよいのでしょうか？ それとも、アセスメントシートから利用者及びその家族が行いたいこと、好きなこと等の希望を抽出して、第1表「居宅サービス計画書」等他の様式に記載していることをもって「あり」としてよいのでしょうか？</p>	<p>当該確認のための材料は、様式の有無を問うている項目です。</p> <p>記載されていることで「あり」とはならないものと考えます。</p> <p>確認事項では仕組みの有無を問うています。記載してあるかどうかではなく、様式として当該欄がない場合は、例えば、第1表「居宅サービス計画書」等他の様式に記載することが明文化（ルール化）されているかどうかが必要と考えます。</p>	道・Q&A (IケRH24.12)
67	430 居宅介護支援	1	1	3	11	11	居宅サービス計画書についての交付記録、送付案内の控え、郵送記録等サービス担当者に交付したことが確認できる文書がある。	<p><確認事項> 「作成した居宅サービス計画書をサービス担当者に交付している。」</p> <p>○交付記録は、居宅サービス計画書に位置づけた全てのサービス事業者 に対するものが必要でしょうか？</p>	<p>全てのサービス事業者 に対するものが必要と考えます。</p>	道・Q&A (IケRH24.12)
68	430 居宅介護支援	1	2	6	15	16	利用者又は家族から、申請代行の依頼を受けたことが確認できる文書がある	<p><確認事項> 「利用者又はその家族からの依頼に基づき、要介護認定の申請（更新を含む。）代行を行っている。」</p> <p>○例えば、申請確認書を確認するということで判断してよろしいでしょうか。</p>	<p>当該確認のための材料においては、申請代行の依頼を受けたことが確認できる文書が求められており、要介護認定申請の代行は指定基準に規定されるとおり、利用申込者の意思を踏まえて行われることが重要なので、あくまでも利用者又はその家族からの依頼状況（依頼を受けたことが確認できる文書）を確認することとしてください。</p> <p>なお、確認事項においては、要介護認定の申請代行を行っていることを求めているので、これが満たされるものとして、実際の申請代行を行ったという記載のある文書や、申請用紙の写し（申請代行した居宅介護支援業者名や担当者名が記載されている）等についてその他欄に記載すればよいものと考えます。</p>	道・Q&A (IケRH24.12)

調査員の共通認識事項
(平成30年2月22日時点)

項番	サービス名	大項目	中項目	小項目	確認事項	確認のための材料	調査員から質問が多いため、共有すべき事項・疑義	見解	根拠	
69	430 居宅介護支援	1	2	7	16	17	<p>確認のための材料の文言（但し、長文の場合は、要約でも可）</p> <p>居宅サービス計画書第5表居宅介護支援通過に、介護保険施設との連絡の記録がある。</p>	<p>＜確認事項＞ 「利用者が、介護保険施設への入院又は入所を希望した場合には、介護保険施設との連携を図っている。」</p> <p>○ここでいう「入所」には、短期入所（ショートステイ）も含めるのでしょうか。</p>	<p>ここでは、介護保険施設への「入退院」又は「入退所」について問うています。 短期入所（ショートステイ）は介護保険施設に該当しませんので含まれません。</p>	道・Q&A（イケAH24.12）
70	430 居宅介護支援	1	2	8	18	19	<p>契約書又は重要事項説明書に、サービス事業者の選定又は推薦に当たり、介護支援専門員は、利用者又はその家族の希望を踏まえつつ、公正中立に行うことを明文化している。</p>	<p>＜確認事項＞ 「居宅サービス計画の作成に当たってのサービス事業者の選択については、利用者又はその家族の希望を踏まえつつ、公正中立に行うことを明文化している。」</p> <p>○「当該地域における指定居宅サービス事業者等に関するサービスの内容、利用料等の情報を適正に利用者及びその家族に提供し、利用者にサービスの選択を求めます。」との一文で、「あり」としてよいでしょうか。また、「公正中立に行う」とは、どのような意味でしょうか？</p>	<p>中立公正という文言が入ってなくてもよいものと考えます。 ケアマネに関連した事業者に偏ることなく、利用者又はその家族の希望を踏まえつつ事業者の選定、推薦を行うことが必要と思われます。 情報の公表では、内容を評価するものではありませんので、事業者が上記の位置づけを踏まえた内容である旨の主張であればよいものと考えます。 ここでの公正中立の意は、利用者の希望等も考慮せず、ケアマネが所属する法人の他のサービス、使い勝手の良い事業者に契約を誘導等するなどがないように、との意です。 この意を踏まえ「適正に行う」ということであれば特に問題ないものと考えます。</p>	道・Q&A（イケAH24.12）
71	430 居宅介護支援	1	5	12	24	26	<p>各サービス事業者の個別サービス計画がある。</p>	<p>＜確認事項＞ 「各サービス事業者が作成する個別のサービス計画を把握している。」</p> <p>○複数サービスを利用している場合は、それぞれの計画書の入手が必要でしょうか。</p>	<p>各サービス事業者の個別サービス計画があることを確認する必要があるため、複数サービスを利用している場合は、それぞれの計画書の確認が、必要となると考えます。</p>	道・Q&A（イケAH24.12）
72	430 居宅介護支援	1	5	12	24	26	<p>各サービス事業者の個別サービス計画がある。</p>	<p>＜確認事項＞ 「各サービス事業者が作成する個別のサービス計画を把握している。」</p> <p>○福祉用具貸与事業に関しては、サービス計画書の作成は行われていないため、含まなくてもよいのでしょうか？</p>	<p>福祉用具貸与事業所においては、利用者の身体状況、希望、環境を踏まえ当該福祉用具が選定された理由等が記された文書等が必要と考えます。</p>	道・Q&A（イケAH24.12）
73	430 居宅介護支援	1	5	12	25	27	<p>サービス担当者に対する照会（依頼）内容等に、月1回以上、サービス提供事業者から居宅サービスの実施状況を確認した記録がある。</p>	<p>＜確認事項＞ 「1か月に1回以上、居宅サービスの実施状況について把握している。」</p> <p>○サービス担当者に対する照会（依頼）内容等ではなく、支援経過記録にサービス提供事業者との電話等による連絡の記録が記載されている場合、どのように判断すればよいでしょうか。</p>	<p>ご質問の場合、「あり」と判断してよいものと思われま</p>	道・Q&A（イケAH24.12）

調査員の共通認識事項
(平成30年2月22日時点)

項番	サービス名	大項目	中項目	小項目	確認事項	確認のための材料の文言（但し、長文の場合は、要約でも可）	調査員から質問が多いため、共有すべき事項・疑義	見解	根拠	
74	430 居宅介護支援	1	5	12	26	28	介護予防支援事業者に対して、利用者に関する情報を提供した記録がある	<p><確認事項> 「要介護認定を受けている利用者が要支援認定を受けた場合、介護予防支援事業者との連携を図っている。」</p> <p>○調査対象期間に要支援認定を受けた方がいない場合、確認のための材料（その他）に「要支援認定者の事例なし」と記載し「あり」と記入することは可能でしょうか。</p>	調査対象期間に要支援認定を受けた方がいない場合には関係書類が存在しない為、確認のための材料は「なし」となります。	道・Q&A（イケルH24.12）
75	430 居宅介護支援	1	5	12	26	28	介護予防支援事業者に対して、利用者に関する情報を提供した記録がある。	<p><確認事項> 「要介護認定を受けている利用者が要支援認定を受けた場合、介護予防支援事業者との連携を図っている。」</p> <p>○居宅介護サービス計画書の控えがあればよいのでしょうか、それとも、計画書とは別に記録がなければいけないのでしょうか。</p>	居宅介護サービス計画書の控えでよく、別途記録を作る必要はないものと考えます。ただし、提供されたことがわかる記載（日付など）は必須です。	道・Q&A（イケルH24.12）
76	430 居宅介護支援	1	5	13	28	30	居宅サービス計画書第4表サービス担当者会議の要点の会議出席者の欄に、利用者又はその家族の出席又は欠席理由の記録がある。	<p><確認事項> 「利用者及びその家族が出席できるサービス担当者会議を開催している。」</p> <p>○確認をするサービス担当者会議の記録も、居宅サービス計画書に位置づけられた全てのサービス事業者の出席、あるいは照会をした記録の確認が必要でしょうか？利用者又は家族の出席又は欠席理由の記録があれば、全てのサービス事業者が参加していなくても「あり」としてよいのでしょうか？</p>	利用者またはその家族の出席について問うている項目であり、利用者又は家族の出席又は欠席理由の記録があれば、全てのサービス事業者が参加していなくても「あり」としてよいものと考えます。	道・Q&A（イケルH24.12）
77	430 居宅介護支援	2	6	14	31	33	従業者を対象とした、倫理及び法令遵守に関する研修の実施記録がある。	<p><確認事項> 「従業者を対象とした、倫理及び法令遵守に関する研修を実施している。」</p> <p>○例えば、研修を受けた従業者が、介護支援専門員を兼務する管理者のみであった場合、「あり」と判断してよいものなのでしょうか？</p>	研修を実施しているかどうかを問うているので、結果として事業所が研修を実施し、結果として上記の管理者のみの研修となっているとの報告であれば「あり」として良いものと考えます。	道・Q&A（イケルH24.12）
78	430 居宅介護支援	2	6	17	34	36	現場の従業者と幹部従業者が参加する業務改善会議等の記録がある。	<p><確認事項> 「事業所の改善課題について、現場の従業者と幹部従業者とが合同で検討する仕組みがある。」</p> <p>○この従業者とは、居宅介護支援業務（しだがって介護支援専門員）に従事する職員のみをさすか。事務職員、その他の従業者（管理者等）を含めるのか。</p>	「従業者が1人のため該当なし欄」への記載は、1人ケアマネ事業所を想定しています。専従の管理者がいるのであれば、会議、ミーティング等ではできませんので「該当なし」には該当しません。ただし、介護支援専門員が管理者を兼務しており、事務職員等直接サービスの提供に係わらない者しかいない場合は、「該当なし」となるものと考えます。	道・Q&A（イケルH24.12）

調査員の共通認識事項
(平成30年2月22日時点)

項番	サービス名	大項目	中項目	小項目	確認事項	確認材料のため	確認のための材料の文言（但し、長文の場合は、要約でも可）	調査員から質問が多いため、共有すべき事項・疑義	見解	根拠
79	430 居宅介護支援	2	7	20	38	40	居宅サービス計画書第5表居宅介護支援経過に、当該事業所の介護支援専門員が主任介護支援専門員等に相談した記録がある。	<p><確認事項> 「当該サービスの実施に当たっては、必要に応じて、他の介護支援専門員が相談に応じている。」</p> <p>○ 第5表居宅介護支援経過には記録がないのですが、ケース検討会議等の会議録に主任介護支援専門員等に相談した記録がある場合、どのように判断したらよいでしょうか？</p>	ここでは、第5表居宅介護支援経過は限定されていますので、それ以外であれば「その他」欄に記載するものと考えます。	道・Q&A（IヶH24.12）
80	430 居宅介護支援	2	10	24	45	49	常勤及び非常勤の全ての現任の従業員を対象とする当該サービスに関する研修計画がある。	<p><確認事項> 「当該サービスに従事する全ての現任の従業員を対象とする研修を計画的に行っている。」</p> <p>○いわゆる「ひとりケアマネ」の事業所については、内部研修は自己学習しかないかと思われませんが、研修に該当すると考えてよいでしょうか。</p>	研修は、内部、外部を問わないこととしており、ひとりケアマネの場合内部研修が自己学習となってもやむをえないもの、と考えます。	道・Q&A（IヶH24.12）
81	331 特定施設入居者生活介護 有料老人ホーム (332~364)	1	2	12	28	39	39 食事のメニューが選択できることが確認できる資料がある 41 利用者の咀嚼又は嚥下能力に応じた流動食、刻み食等を提供していることが確認できる記録がある	<p><確認事項> 28「利用者の希望に応じた食事を提供する仕組みがある。」 <確認事項> 29「利用者の身体状況に合わせて食事を提供する仕組みがある。」</p> <p>○上記2点については、同じ資料、記録をもって両方「あり」としてよいでしょうか？</p>	28の39「食事のメニューが選択できることが確認できる資料がある。」は、利用者の嗜好による選択（洋食・和食・バイキング等）であるのに対し、29の41「利用者の咀嚼又は嚥下能力に応じた流動食、刻み食等を提供していることが確認できる記録がある」は、身体状況による選択という違いがあります。それぞれの確認事項が資料に含まれているかどうかにより、判断することになります。	道・Q&A（IヶH24.12）
82	331 特定施設入居者生活介護 (210, 220, 230, 332, 334, 335, 336, 337, 361, 362, 364, 510, 520, 530, 540)	1	5	19	42	63	地域の行事への参加の記録がある	<p><確認事項> 「地域との連携、交流等を行っている。」</p> <p>○地域の行事の運営から携わってなければならぬでしょうか。</p>	ここでは、参加しているか否かであり、ここでは運営から携わっていることまでは求めていません。	道・Q&A（IヶH24.12） * 項目・回答は、特定施設入居者生活介護(有料老人ホーム) サービスについて。
83	510 介護老人福祉施設	1	2	11	29	48	看護職員による服薬管理を行っていることが確認できる文書がある。	<p><確認事項> 「利用者の健康を維持するための支援を行う仕組みがある。」</p> <p>○例えば、職務分掌表に看護師が健康管理全般を担当することが記載されているものでは、どのように判断したらよいのでしょうか？</p>	看護職員が、服薬管理をおこなっていることが確認できる文書があれば、「あり」となるものと考えます。	道・Q&A（IヶH24.12） ※本項目は、H19年度の改訂により、看護職員が服薬管理を「行っていること」が確認できる文書があれば「責任者」であることまでは求めないこととなり、平成18年度よりも対象範囲が広くなりました。

調査員の共通認識事項
(平成30年2月22日時点)

項番	サービス名	大項目	中項目	小項目	確認事項	確認材料	調査員から質問が多いため、共有すべき事項・疑義	見解	根拠
84	510 介護老人福祉施設	1	2	11	32	52 褥瘡予防についての記載があるマニュアル等がある。 53 利用者ごとの体位変換等の業務記録がある。	<p><確認事項> 「褥瘡予防対策を行っている。」</p> <p>○体位変換等とは、体位変換だけでなく、エアーマットの使用などの記録でもよろしいでしょうか。</p>	質問のケースでは、その他欄への記載がふさわしいものと考えます。	道・Q&A (Iヶ #H24.12)
85	510 介護老人福祉施設	1	2	11	35	57	<p><確認事項> 「介護及び看護の記録について、利用者又はその家族に対して開示している。」</p> <p>○この項目の確認材料としては、家族に介護及び看護の状況を口頭で報告したという記載だけではだめでしょうか？</p>	報告又は開示を行った記録となっており、報告の方法については特に問うていませんので報告の事実が確認できる記録があればよいものと考えます。つきましては、介護及び看護の状況を口頭で報告したという記載(記録)があればよいものと考えます。	道・Q&A (Iヶ #H24.12)
86	510 介護老人福祉施設	1	2	13	40	67	<p><確認事項> 「利用者の自立支援の実施に当たり、利用者の希望及び能力を把握する仕組みがある。」</p> <p>○ここでは、具体的にどのようなものを確認すればよろしいでしょうか。</p>	例えば、フェースシートやアセスメントシートに記載されているADLの記載を確認すれば、「あり」と判断してよいものと思われず。	道・Q&A (Iヶ #H24.12)
87	510 介護老人福祉施設	1	5	17	48	79	<p><確認事項> 「医療に関する緊急時における対応の仕組みがある。」</p> <p>○責任者を明記した文書とは、どの程度の記載が必要でしょうか？医療に緊急時の責任者という記載はないが、職務分掌票等に看護師が医療全般を担当するという記載があることと、医療に関する緊急対応のマニュアルに、主任看護師等の役割が記載されている(責任者という記載はない場合)事をもって「あり」としてよろしいでしょうか？</p>	ここでは、責任者を明記した文書が求められています。明記されていないのであれば「なし」となるものと考えます。	道・Q&A (Iヶ #H24.12)
88	510 介護老人福祉施設	1	5	18	52	87 88	<p><確認事項> 「利用者のニーズに応じて、外部の社会資源の活用を支援している。」</p> <p>○「社会資源」については、テキストの留意事項に、「医療機関や社会福祉施設、福祉事務所等」とありますが、この「等」についての解釈について、どこまで、範囲が広がられるのでしょうか。</p>	社会資源とは、株式会社によるサービス等を含めて対象を幅広くとらえるものと考えます。	道・Q&A (Iヶ #H24.12)

調査員の共通認識事項
(平成30年2月22日時点)

項番	サービス名	大項目	中項目	小項目	確認事項	確認材料	調査員から質問が多いため、共有すべき事項・疑義	見解	根拠
89	510 介護老人福祉施設 (210, 220, 230, 520, 530, 540)	2	8	25	62	105	「地域の消防団、自治体等との防災協定書がある。」 〈確認事項〉 「非常災害時に対応するための仕組みがある。」 〇ここでの協定書とは、どのような内容のものをさすのでしょうか。	この項目は、これまでの社会福祉施設における防災関係の取組の流れを受けて設定されたものです。これは、社会福祉施設を利用する高齢者や障害者等が、災害時に自力で自らの安全を確保するのは困難であることから、従来、「地域防災計画」の災害弱者支援対策及び社会福祉施設の防災対策の強化として、災害時における近隣住民等との応援、協力体制の確保、一時的に入所者（避難者）を収容する場所等の確保に努めることが求められていることによります。このため、こうした事項をはじめ、施設と自主防災組織（消防団）、自治会等と災害対策協定書等を締結することや地域住民やボランティア団体等との合同訓練の実施等、地域における応援・協力体制の確保が指導されてきていることを受けて設定されています。 ここでは、非常災害時の入所者への対応として地域の消防団、自治体等との防災協定書を交わしているかどうかの確認をするものです。 *項目・回答は、介護老人福祉施設サービスについて。	道・Q&A（イケMH24.12）
90	510 介護老人福祉施設 (210, 220, 230, 331～364, 520, 530, 540)	1	2	8	19	26	身体的拘束等を行う場合の同意を得るための文書の同意欄に、利用者又はその家族の署名若しくは記名捺印がある。 〈確認材料〉 「やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、利用者又はその家族に説明し、同意を得ている。」 〇身体的拘束等を行う場合の同意を得るための文書は、いつの時点での同意を得た文書があてはまるのでしょうか。	具体的に身体的拘束を行なわざるを得なくなった時点で身体拘束を行う理由等十分に説明し同意を得ることが必要と考えます。入所時の予めの包括的な同意では、「なし」となります。 *項目・回答は、介護老人福祉施設サービスについて。	道・Q&A（イケMH24.12）
91	510 介護老人福祉施設 (210, 220, 230, 320, 331～364, 520, 530, 540, 730, 770)	1	2	10	22	30	利用者の家族に対する定期的及び随時の状況報告書又は連絡の記録がある。 〈確認事項〉 「利用者の健康状態、生活状況等について、定期的及び変化があった時に、利用者の家族に連絡している。」 〇「利用者の家族に対する定期的及び随時の状況報告書又は連絡の記録」の定期的な報告とは6か月に1度のケアプランの提示でもよいでしょうか。	ケアプランの提示は含みません。 *項目・回答は、介護老人福祉施設サービスについて。	道・Q&A（イケMH24.12）
92	510 介護老人福祉施設 (331, 332, 335, 336, 361, 362, 520, 530, 540)	1	2	10	24	33	利用者の家族が宿泊できる設備がある。 〈確認事項〉 「利用者の家族との交流を行っている。」 〇専用の部屋である必要性があるのでしょうか。利用者の部屋に宿泊することが可能な場合は「ある」と判断してよいのでしょうか。	家族専用の部屋である必要はないものと考えます。具体的な指定はありませんが、泊れる設備があれば「あり」とします。については、利用者の部屋への宿泊（簡易ベット等）でも良いものと考えます。 *項目・回答は、介護老人福祉施設サービスについて。	道・Q&A（イケMH24.12）

調査員の共通認識事項
(平成30年2月22日時点)

項番	サービス名	大項目	中項目	小項目	確認事項	確認のための材料の文言(但し、長文の場合は、要約でも可)	調査員から質問が多いため、共有すべき事項・疑義	見解	根拠	
93	510 介護老人福祉施設 (331～ 364, 520, 530, 540)	1	4	16	47	76	当該サービスに係る計画の見直しの時期を明記した文書がある。	<p><確認事項> 「当該サービスの改善のために、当該サービスに係る計画の見直しを行っている。」</p> <p>○テキストの留意点にある、『計画の見直しの時期又は頻度等が記載された文書、マニュアル等』はないが、施設サービス計画の見直しを行った記録がある場合、「あり」と考えてよいでしょうか？</p>	<p>確認のための材料では、「施設サービス計画の見直しの時期を明記した文書がある。」となっているため、ここでありとなるのは、見直しの時期を明記した文書があった場合に限られますので、「なし」になります。ただし、確認事項では、「施設サービス計画の見直しを行っている」ことを問うているので、「その他欄」に記載すればよいものと考えます。</p> <p>* 項目・回答は、介護老人福祉施設サービスについて。</p>	道・Q&A (イケ #H24.12)
94	510 介護老人福祉施設 (331～ 364, 520, 530, 540)	1	5	18	50	83	介護相談員又はオンブズマンとの相談、苦情等対応の記録がある。	<p><確認事項> 「利用者の権利侵害を防ぐため、事業所が開放的になるような取組を行っている。」</p> <p>○事業所から相談、苦情等の対応の記録はないが、介護相談員等の来所した記録がある場合、どのように判断したらよいでしょうか。</p>	<p>面接調査の方法に示されておりますが、研修会等の実施記録の確認に当たっては、少なくとも、当該会議等の題目、開催日、出席者及び実施内容の確認をするものとする。」となっております。これを踏まえすと、来所した記録だけでは、「なし」と判断すると考えます。</p> <p>* 項目・回答は、介護老人福祉施設サービスについて。</p>	道・Q&A (イケ #H24.12)
95	510 介護老人福祉施設 (331～ 364, 520, 530, 540)	1	5	18	50	84	第三者委員との会議記録がある。	<p><確認事項> 「利用者の権利侵害を防ぐため、事業所が開放的になるような取組を行っている。」</p> <p>○「第三者委員」とは、具体的にどのようなものでしょうか。</p>	<p>第三者委員とは、当該施設との直接的な利害関係が無く、第三者の立場のものをさせております。サービス利用者と施設の間に入って問題を公平・中立な立場で円滑・円満に解決等する為に設けられるものです。</p> <p>* 項目・回答は、介護老人福祉施設サービスについて。</p>	道・Q&A (イケ #H24.12)
96	520 介護老人保健施設	1	2	10	26	35	利用者の外出又は外泊についての家族への連絡の記載がある重要事項について記した文書等がある	<p><確認事項> 「利用者に、外出又は外泊の機会を多く持ってもらうように、家族との連携を図る仕組みがある。」</p> <p>○「家族への連絡の記載がある重要事項について記した文書」とはどのような文書でしょうか。</p>	<p>当該項目は、自由に外出、外泊ができるかどうかを問うているのではなく、家族の方が、入所者を施設任せにし、外出も外泊もされないような入居者に対し、施設側として、家族と入所者の外出又は外泊を実現できるような対応(働きかけ)を行う旨の内容が記されたものを求めています。</p>	道・Q&A (イケ #H24.12)
97	520 介護老人保健施設	1	2	13	31	48	利用者ごとの疾病又は感染症の有無の記録がある当該サービスに係る計画がある	<p><確認事項> 「利用者ごとの病状に対応する仕組みがある。」</p> <p>○ 確認のための材料として、アセスメントシートやフェイスシートなどでもよいのでしょうか、あくまで施設サービス計画でないためでしょうか？</p>	<p>確認のための材料で「当該サービスに係る計画がある」となっていますので、施設サービス計画以外はなしとなるものと考えます。</p> <p>ただし、確認事項が満たされるものであれば、その他欄に記載すれば良いものと考えます。</p>	道・Q&A (イケ #H24.12)

調査員の共通認識事項
(平成30年2月22日時点)

項番	サービス名	大項目	中項目	小項目	確認事項	確認のための材料	確認のための材料の文言（但し、長文の場合は、要約でも可）	調査員から質問が多いため、共有すべき事項・疑義	見解	根拠
98	520 介護老人保健施設 (530)	1	2	16	39	62	退所相談及び退所判定は、医師、看護師、支援相談員等関係するスタッフによって行われていることが確認できる個別の記録がある。	<p><確認事項> 「退所相談及び退所判定は、医師、看護師、支援相談員等関係するスタッフによって行われている。」</p> <p>○退所相談及び退所判定は、関係するスタッフ全員の参加が確認できないといけないのでしょうか。</p>	<p>全員でとは記載されていません。ここでは、単独の職種等で判断するのではなく複数の職種において行われることが必要の意です。</p> <p>* 項目・回答は、介護老人保健施設サービスについて。</p>	道・Q&A (IケH24.12)
99	520 介護老人保健施設 (530)	1	2	17	40	64	在宅で療養している要介護者の緊急時にショートステイを行うことを定めている文書がある。	<p><確認事項> 「在宅で療養している要介護者の困難時に、相談又は対応する仕組みがある。」</p> <p>○ショートステイの契約書に「災害時に…」との記述があれば、緊急の際の記述と判断してよいでしょうか。</p>	<p>緊急ショートステイは、災害時における利用とは限りません。確認事項に要介護者の困難時となっているので、あくまでも介護保険の認定を受け在宅療養を受けている者に対し、緊急時にショートステイで受け入れる仕組みがあることを文書で確認するものということでご理解ください。</p> <p>* 項目・回答は、介護老人保健施設サービスについて。</p>	道・Q&A (IケH24.12)
100	520 介護老人保健施設 (110, 120, 130, 140, 150, 155, 160, 210, 220, 230, 320, 331～364, 510, 530, 540, 720, 730, 760, 770, 780)	2	8	29	62	103	利用者ごとの主治医及び家族、その他の緊急連絡先の一覧表等がある。	<p><確認事項> 「利用者ごとの主治医及び家族、その他の緊急連絡先が把握されている。」</p> <p>○ここでの、「主治医」とは施設長と判断してよいでしょうか。</p>	<p>入所者の主治医がすべて、施設長とは限りませんので、あくまでも利用者（＝入所者）の主治医の記載が必要と考えます。</p> <p>* 項目・回答は、介護老人保健施設サービスについて。</p>	道・Q&A (IケH24.12)
101	520 介護老人保健施設 (110, 120, 130, 140, 150, 155, 160, 210, 220, 230, 320, 331～364, 510, 530, 540, 720, 730, 760, 770, 780)	2	8	29	63	106	感染症及び食中毒の発生の予防及びまん延の防止に関する研修実施記録がある。	<p><確認事項> 「感染症及び食中毒の発生の予防及びまん延を防止するための仕組みがある。」</p> <p>○食中毒の研修記録について、外部委託先の調理員が受講した研修記録があればありとしてよいか。</p>	<p>外部委託先での研修も重要とは思いますが、ここではあくまでも施設の従業者に対する研修を想定しています。食事を外部委託していても、食事を提供する当該施設としての立場から、従業者に対する食中毒についての研修が必要であり、当該施設の従業者に研修が実施されていることを確認するものです。つきましては、食中毒の研修記録について、外部委託先の調理員が受講した研修記録では不可となるものと考えます。</p>	道・Q&A (IケH24.12)
102	* その他事項	-	-	-	-	-	-	事業所を訪問するに当たって、調査員登録証は持参するのと。	事業所からの求めに応じて提示できるよう、持参すること。	道・Q&A (ワドH24.2)

調査員の共通認識事項
(平成30年2月22日時点)

項番	サービス名	大項目	中項目	小項目	確認事項	確認のための材料	確認のための材料の文言（但し、長文の場合は、要約でも可）	調査員から質問が多いため、共有すべき事項・疑義	見解	根拠
103	* その他事項	-	-	-	-	-	-	訪問調査の際に、調査員用テキスト等の資料を持参してもかまわないか。 また、事業所担当者等へテキスト等を見せても良いか。	適切な調査を行うため、テキスト等の資料を持参して差し支えありません。 また、持参した資料等は事業所担当者等へ見せても構いません。	道・Q&A（ワードH24.2）
104	* その他事項	-	-	-	-	-	-	運営情報調査票で、データ欄が「なし」になっている項目について、調査時に事業所側から「書類がある」との申し出があった場合はどうするのか。	原則として調査は、事業所が「ある」と報告した書類が、本当に存在するかを確認するものですので、「なし」と報告された項目については調査を行う必要はありませんが、調査の際に「ある」と申し出があった場合には、当該項目についても調査を行うこととします。この場合、書類が確認できた場合は記入欄を「あり」としますが、データ欄の訂正は行わないでください。（データ欄は「なし」、記入欄は「あり」という記載になります。	道・Q&A（ワードH24.2）
105	* その他事項	-	-	-	-	-	-	事業所から同意の印をもらった、調査結果記入済みの運営情報調査票について、事業所にコピーを渡してよいか。	調査結果の確認のための控及び結果公表後のトラブル等防止の為、調査終了後は事業所に対して、調査結果を記入した調査票のコピーを渡すものとします。ただし、事業所から不要の申し出があった場合は、この限りではありません。	道・Q&A（ワードH24.2）
106	110 訪問介護 (120, 130, 140, 150, 155, 160, 170, 210, 220, 230, 320, 331~364, 410, 430, 510, 520, 530, 540, 710, 720, 730, 760, 770, 780)	2	10	28	58 59	69 71	69 常勤及び非常勤の全ての新任の従業者を対象とする当該サービスに関する研修の実施記録がある 71 同 全ての現任の従業者を対象とする当該サービスに関する研修の実施記録がある	「常勤及び非常勤の全ての新任（現任）の従業者を対象とする当該サービスに関する研修の実施記録がある。」について、全ての従業者が研修を受講したことを確認しなければならないのか。	あくまでも、「全ての従業者を対象とした研修」が実施されているかどうかを確認するものであり、実際に対象者全員が研修を受講したかどうかの実績を確認するものではありません。 ※この基本的な考え方は、他のサービスについても同様です。	道・Q&A（ワードH24.2）
107	110 訪問介護	1	2	7	12	13	利用者の家族に対して介護方法を説明した記録がある。	「利用者の家族が行う介護の方法について、利用者の家族に対して説明している」とは、どういうことを想定しているのか。	事業所が行う訪問介護サービスにかかわらない時間帯に家族が行う介護方法について指導することを想定しています。利用者の個々の状況により介護方法も異なってくるので、利用者にあった適切な介護方法を指導することになります。	道・Q&A（ワードH24.2）

調査員の共通認識事項
(平成30年2月22日時点)

項番	サービス名	大項目	中項目	小項目	確認事項	確認材料のため	確認のための材料の文言（但し、長文の場合は、要約でも可）	調査員から質問が多いため、共有すべき事項・疑義	見解	根拠
108	110 訪問介護 (120, 130, 140, 150, 155, 160, 170, 210, 220, 230, 320, 331～364, 410, 430, 510, 520, 530, 540, 710, 720, 730, 760, 770, 780)	1	2	8 9 10	13 他	14 他	14 入浴介助、清拭及び整容についての記載があるマニュアルがある。他	調理、入浴、口腔ケア等の「マニュアル」とは具体的にはどのような物か。	マニュアルとは、サービスの手順・提供方法・実施方法等が記載されているものです。全ての対象者向けに一般的に作成されたものでも、個々の利用者に合わせて個別に作成されたものでも、上記の手順等が記載されたものであれば、マニュアルとして差し支えありません。 ※この基本的な考え方は、他のサービスについても同様です。	道・Q&A（ワードH24.2）
109	110 訪問介護	2	7	22	45	49	管理者、サービス提供責任者及び訪問介護員の役割及び権限について明記された職務権限規程等がある	「管理者、サービス提供責任者及び訪問介護員について、役割及び権限を明確にしている。」について ①従業者の権限は全従業者について記載されていないか。 ②確認のための材料では「規程等」とあるが、組織図等でも良いか。 ③組織体制、従業者の権限、業務分担及び協力体制に関する規程等の4点全てが確認できないと「あり」にはならないのか。	①従業者の個々人というわけではなく、全ての職種等における権限が記載されている必要があります。 ②組織体制、従業者の権限、業務分担及び協力体制が記載されていれば、組織図や業務分担表等で問題ありません。 ③面接調査の方法にも記載されているとおり、「及び」なので全てが確認できなければなりません。	道・Q&A（ワードH24.2）
110	110 訪問介護 (130, 150, 155, 160, 210, 220, 230, 320, 331～364, 510, 520, 530, 540, 710, 720, 730, 760, 770, 780)	2	8	25	53	61 62	61 感染症及び食中毒の発生の予防及びまん延の防止に関するマニュアル等がある 62 同、研修実施記録がある	「感染症及び食中毒の発生の予防及びまん延の防止に関するマニュアル等ある、並びに研修実施記録がある」について、感染症と食中毒の両方に対応するものがなければ「なし」となるのか。	「及び」となっていますので、感染症と食中毒の両方を満たす必要があります。片方だけでは「なし」となります。	道・Q&A（ワードH24.2）
111	130 訪問看護 (110, 140, 150, 155, 160, 210, 220, 230, 320, 331～364, 510, 520, 530, 540, 710, 720, 730, 760, 770, 780)	2	8	29	53	57	事故事例、ヒヤリ・ハット事例等事故防止につながる事例の検討記録がある	「事故事例、ヒヤリ・ハット事例等事故防止につながる事例の検討記録がある」について、事故事例記録とヒヤリ・ハット事例記録の両方がなければならないのか。	事故防止につながる事例の検討記録を求めているものであり、事故事例記録とヒヤリ・ハット事例記録の両方がなくてはいけないということではありません。また、両方がなくとも事故防止につながる検討記録があれば問題ありません。	道・Q&A（ワードH24.2）
112	150 通所介護 (155, 160, 780)	1	2	10	19	26	トイレ内に介助者が介助できるスペースがある	「トイレ内に介助者が介助できるスペースがある」の具体的な判断基準は。	具体的な基準（広さ等）はありません。調査時の事業者の説明や施設内の見学により、介助者がトイレ内で介助できるということであればよしとします。	道・Q&A（ワードH24.2）

調査員の共通認識事項
(平成30年2月22日時点)

項番	サービス名	大項目	中項目	小項目	確認事項	確認材料のため	確認のための材料の文言（但し、長文の場合は、要約でも可）	調査員から質問が多いため、共有すべき事項・疑義	見解	根拠
113	170 福祉用具貸与	2	8	23	38	39	福祉用具ごとに識別可能で、少なくとも製造（又は購入）年月、件数、貸与日数、故障及び修理の年月日並びにその内容の記載がある福祉用具管理台帳等がある	「福祉用具ごとの履歴の管理を行っている」について、委託先が複数ある場合、全ての委託先について管理台帳等を確認するのかが。	複数の委託先がある場合は、事業者が提示した1件の委託先について確認することでよいものです。	道・Q&A（ワードH24.2）
114	170 福祉用具貸与	1	1	4	8	7	介護支援専門員（介護予防支援事業所等）と6か月に1回以上相談している日付及び内容の記録がある	「介護支援専門員（介護予防支援事業所等）と6か月に1回以上相談している日付及び内容の記録がある」について、場所や担当者の記載は必ず必要か。	日付及び内容の記載があればよいものです。	道・Q&A（ワードH24.2）
115	430 居宅介護支援	1	1	3	9	9	居宅サービス計画書第2表に、介護保険給付サービス以外のサービスを位置づけている	「介護保険給付サービス以外のサービスも活用している」について、家族によるサービスを「介護保険給付以外のサービス」としてよいか。	市町村等が行う保健サービスや配食サービス、地域住民等による見守りなどの自発的な活動等を想定しており、家族によるサービスは該当しません。	道・Q&A（ワードH24.2）
116	430 居宅介護支援	1	2	6	15	16	利用者又はその家族から、申請代行の依頼を受けたことが確認できる文書がある	「利用者又はその家族からの依頼に基づき、要介護認定の申請（更新を含む）代行を行っている」の「利用者又はその家族から、申請代行の依頼を受けたことが確認できる文書がある」について、提出した認定（更新）申請書の写しに当該事業所名が記載されている場合、確認文書としても良いか。	あくまでも、利用者本人または家族から依頼を受けたことが確認できる文書が必要となります。	道・Q&A（ワードH24.2）
117	430 居宅介護支援	1	5	12	24	26	各サービス事業者の個別サービス計画がある	「各サービス事業者が作成する個別のサービス計画を把握している」の「各サービス事業者の個別サービス計画がある」について、複数のサービス事業者からサービスを受けている場合、当該利用者の全てのサービス事業者の個別サービス計画を確認できればためなのか。	複数のサービス事業者からサービスを受けている場合は、当該利用者に係る全ての個別サービス計画を確認する必要があります。	道・Q&A（ワードH24.2）

調査員の共通認識事項
(平成30年2月22日時点)

項番	サービス名	大項目	中項目	小項目	確認事項	確認のための材料	調査員から質問が多いため、共有すべき事項・疑義	見解	根拠	
118	430 居宅介護支援	1	5	12	25	27	サービス担当者に対する照会（依頼）内容等に、月1回以上、サービス提供事業者から居宅サービスの実施状況を確認した記録がある	「1か月に1回以上、居宅サービスの実施状況について把握している」の「サービス担当者に対する照会（依頼）内容等に、月1回以上、サービス提供事業者から居宅サービスの実施状況を確認した記録がある」について、支援経過記録等にサービス提供事業者との電話等による連絡の記載があれば「あり」としてよいか。	電話等による連絡でも「あり」として構いませんが、連絡の内容の記載がされている必要があります。	道・Q&A（ワードH24.2）
119	510 介護老人福祉施設 (210, 220, 230, 520, 530, 540)	1	2	11	33	54	口腔ケアを毎日の標準的なサービスとして行うことについての記載がある文書がある	「口腔ケアを行う仕組みがある」の「口腔ケアを毎日の標準的なサービスとして行うことについての記載がある文書」とは、個別の実施記録のことか、行うことについて記載されたマニュアル等でよいのか。	ここで確認しなければならないのは「毎日の標準的なサービスとして行うこと」であるので、個別の実施記録の確認は必要ありません。	道・Q&A（ワードH24.2）
120	510 介護老人福祉施設 (210, 540)	1	4	15	45	74	利用者又はその家族との相談の場所及び相談対応日の記録がある	「定期的及び随時に、利用者又はその家族からの相談に応じている」について、意見箱を設置している場合「あり」としてよいか。	ここでは、面談による相談を想定しており意見箱への投書は想定しておりません。については、面談をしたときの記録に「相談の場所及び相談対応時間が記録されていること」を確認することになります。	道・Q&A（ワードH24.2）
121	510 介護老人福祉施設 (210, 540)	1	4	15	45	74	利用者又はその家族との相談の場所及び相談対応日の記録がある	「定期的及び随時に、利用者又はその家族からの相談に応じている」について、サービス担当者会議等の資料に入所者又は家族の同席・場所・時間が記載されていれば「あり」としてよいか。	どちらも、問題ありません。介護サービスの提供状況の把握のため、定期的及び随時に相談に応じていると説明、提示があれば問題ないものです。	道・Q&A（ワードH24.2）
122	510 介護老人福祉施設 (210, 220, 520, 530, 540)	2	8	25	62	106	非常災害時のための備蓄がある	「非常災害時に対応するための仕組みがある」の「非常災害時のための備蓄がある」について、備蓄として施設内には存在しないが民間業者等へ備蓄を依頼しているような場合はどうか。	ここでは施設内に備蓄があることを想定しておりますので、当該項目は「なし」となります。ただし、確認事項で問うているのは非常災害時に対応する仕組みがあることであるので、その様な取組をしていることをその他欄に記載すれば仕組みがあるということで「あり」でよいものと考えます。	道・Q&A（ワードH24.2）

調査員の共通認識事項
(平成30年2月22日時点)

項番	サービス名	大項目	中項目	小項目	確認事項	確認のための材料 確認のための材料の文言（但し、長文の場合 は、要約でも可）	調査員から質問が多いため、共有すべき事項・疑義	見解	根拠	
123	510 介護老人福祉施設 (210, 220, 520, 530, 540)	2	8	25	62	105	地域の消防団、自治体等との防災協定書がある	「地域の消防団、自治体等との防災協定書がある」とは具体的にどのような内容の協定書を指すのか。	この項目は、これまでの社会福祉施設における防災関係の取組の流れを受けて設定されたものです。これは、社会福祉施設を利用する高齢者や障害者等が災害時に独力で自らの安全を確保するのは困難であることから、従来、「地域防災計画」の災害弱者支援対策及び社会福祉施設の防災対策の強化として、災害時における近隣住民等との応援、協力体制の確保、一時的に入所者（避難者）を収容する場所等の確保に努めることが求められていることによります。このため、こうした事項をはじめ、施設と自主防災組織（消防団）、自治会等と災害対策協定書等を締結することや地域住民やボランティア団体等との合同訓練の実施等、地域における応援・協力体制の確保が指導されてきていることを受けて設定されています。ここでは、非常災害時の入所者への対応として地域の消防団、自治体等との防災協定書を交わしているかどうかの確認をするものです	道・Q&A（ワードH24.2）
124	510 介護老人福祉施設 (320, 331～ 364, 520, 530, 540, 730)	1	4	16	47	76	当該サービスに係る計画の見直しの時期を明記した文書がある	「当該サービスに係る計画の見直しの時期を明記した文書がある」について、「計画の見直しの時期又は頻度等が記載された文書、マニュアル等」はないが、施設サービス計画の見直しを行った記録がある場合は「あり」と考えてよい。	確認のための材料では、「施設サービス計画の見直しの時期を明記した文書がある。」となっているため、ここでありとなるのは、見直しの時期を明記した文書があった場合に限られますので「なし」になります。ただし、確認事項では「施設サービス計画の見直しを行っている」ことを問うているので、「その他欄」に記載すればよいものと考えます。	道・Q&A（ワードH24.2）
125	510 介護老人福祉施設 (540, 730)	1	2	11	35	56	介護及び看護の記録の開示方法についての記載がある文書がある	「介護及び看護の記録の開示方法についての記載がある文書がある」について、「利用者又はその家族から求められなくても、事業所側から開示していく」開示方法としてはどのような方法があるか。介護及び看護の記録の開示についての記載文書があれば「あり」と判断してもよい。	定期的に利用者又は家族と面談し介護及び看護の記録を報告する、定期的に利用者又は家族に対し介護及び看護の記録を手交又は送付する、などが考えられる。あくまでも留意点にある「利用者又はその家族から求められなくても、施設側から開示していることが～」は、基本的な事業者としてあるべき考え方を記載しているものです。確認のための材料56で求められているのは、開示方法についての記載がある文書ですので、介護及び看護の記録開示の方法について記載文書があれば「あり」と判断してよいものと考えます。	道・Q&A（ワードH24.2）
126	520 介護老人保健施設	1	2	16	39	61	退所相談及び退所判定が、医師、看護師、支援相談員等関係するスタッフによって行われていることが記録されている当該サービスに係る計画がある	「退所相談及び退所判定が、医師、看護師、支援相談員等関係するスタッフによって行われていることが記録されている当該サービスに係る計画がある」について、具体的な確認材料は、どのようなものになるか。また、医師、看護師、支援相談員等関係する全てのスタッフが協議したことを確認しないと駄目か。	特にこれと限定するものはありません。あくまでも利用者の退所相談と退所判定について記載されている記録があればよいこととなりますが、退所相談及び退所判定となっているので両方必要です。スタッフについては、「等」となっていますので全てでなくてもかまいません。	道・Q&A（ワードH24.2）

調査員の共通認識事項
(平成30年2月22日時点)

項番	サービス名	大項目	中項目	小項目	確認事項	確認材料のための確認	調査員から質問が多いため、共有すべき事項・疑義	見解	根拠	
127	520 介護老人保健施設	1	5	21	47	75	<p>確認のための材料の文言（但し、長文の場合は、要約でも可）</p> <p>医療に関する緊急時に、家族等に対して連絡するための名簿等がある</p>	<p>「医療について、当該事業所等に対応できない状態になった場合に、他の医療機関等と連携し、対応する仕組みがある」について、確認作業に当たっての留意点では「緊急時に家族等に連絡する名簿、手順や担当者等が記載された文書があること」とあるが、「担当者」とは何の担当者を指しているのか。また、「医療に関する緊急時に、家族等に対して連絡するための名簿等がある」は医療用のために作成されたものでなければ、「あり」とはならないのか。</p>	<p>外部医療機関との連携必要性が発生した場合に備えて、予め事業所等内で担当者を決めている場合を想定しています。名簿等は、緊急時連絡先の書面において、医療に関する緊急時も含めて記載されている場合は「あり」となりますが、特段取り決められていない場合は「なし」となります。</p>	<p>道・Q&A（ワードH24.2）</p>